

平成19年度第2回長崎地域福祉有償運送運営協議会議事要旨

【日時】平成20年1月29日(火) 午後4時から5時40分まで

【場所】長崎市男女共同参画推進センター 研修室1、2

【出席者】

[委員]杉山委員(運営協議会会長)、宮野委員(運営協議会副会長)、桑野委員、相川委員、小道委員、森委員、井石委員、楠山氏(濱洲委員代理)、四元委員、川添委員、藤原委員、合澤委員、山本委員、馬場委員、富永氏(水谷委員代理)、早瀬川委員

[事務局等](長崎市介護保険課職員、長崎市障害福祉課職員、時津町福祉課職員)

[社会福祉法人代表者等]柿本氏、村井氏、大坪氏

[その他]傍聴者1名、委員随行者1名

【議事内容】

[事務局]ただいまから、平成19年度第2回長崎地域福祉有償運送運営協議会(以下「運営協議会」)を開催いたします。現在、16名の委員のご出席がございますので、委員数の半数を超える委員のご出席となり、本日の運営協議会が成立することとなります。本日の配付資料は「平成19年度第2回長崎地域福祉有償運送運営協議会資料(以下「資料」)」及び福祉有償運送登録申請者が作成した登録申請書類等の写し(以下「申請書類」)となっております。

[会長]運営協議会は平成19年度としては第2回目の開催ですが、昨年度に設置され、すでに4回協議を行っております。福祉有償運送の制度的な概要や昨年までに協議された事例等について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]昨年までに協議いただいた事例について説明します。また、今回、道路運送法(以下「法」)第79条に規定する登録を申請されています法人の概要を含めて説明いたします。

資料1ページに福祉有償運送に係る法的取扱いを示しております。昨年までの本運営協議会において、資料6ページ及び7ページのとおり合意いただいております。協議が調った法人に関して、一法人については人工透析患者の通院支援、もう一法人については介護保険の訪問介護サービスを主な事業として協議を行いました。今回は前回の法人と同様に訪問介護サービスの通院介助に連続して運送を行うということで登録の申請を予定しています。運送の主体としては社会福祉法人であり、初めての協議です。

「社会福祉法人恵仁会」(以下「申請者」)は資料8ページのとおり平成20年4月からの輸送サービス開始を予定されており、12名の会員を登録する予定となっております。

本日は申請者の代表者に出席いただいておりますので、今回の登録申請の内容等について後ほどご説明いただきます。

[会長]申請者は介護保険の訪問介護サービスを行っている事業者であるということですが、訪問介護サービスに連続して輸送を行うという点では、今年度第1回の協議と同様の事例です。介護輸送に係る取扱い等はどのようになっているのか、再度事務局からの説明をお願いします。

[事務局]資料3ページに国土交通省及び厚生労働省から「介護輸送に係る法的取扱いについて」が示されています。介護保険サービスにおいて車両による移送が関係するサービスには、デイサービスやショートステイ等の施設介護事業者が行う要介護者等の送迎輸送、あるいは、訪問介護サービスの「通院等のための乗車又は降車の介助」及び「身体介護」の通院・外出介助があります。

このうち、デイサービス等の施設介護事業者が行う送迎輸送は利用者が専ら施設利用のためだけに利用する輸送であり自家用輸送となります。したがって、福祉有償運送に係る介護保険サービスとしては訪問介護サービスが対象となります。

通院等乗降車介助や身体介護の通院・外出介助は、利用者が通院等する際に利用するバス等の公共交通機関の乗車、降車の介助を訪問介護員が行うものです。これらのサービス提供時に、公共交通機関を利用せずに訪問介護事業者の車両で輸送を行う場合は、公的介護サービスと連続的・一体的となった輸送となり、輸送の対価は介護保険の介護報酬の対象外ですが、介護報酬が生じるために一連での有償輸送とみなされます。また、法令上の扱いにより、輸送の対価が無償であっても、輸送の前後に介護報酬が生じるために、同様に有償輸送となります。

また、斜面地等に居住する要介護者等の居宅から車道までの外出を介助する、長崎市の市町村特別給付の「移送支援サービス」があります。利用者の居宅から車道までをサービスの範囲としていますので、輸送はサービスの対象外ですが、輸送を行った場合は公的介護サービスと連続的・一体的となった輸送となり、訪問介護サービス同様に有償輸送とみなされることとなります。

なお、今回は「介護輸送に係る法的取扱いについて」にある周知期間終了後の初めての協議となります。

[会長]具体的な協議の前に、運営協議会での協議事項を確認したいと思います。

[事務局]国土交通省自動車交通局長通知のガイドラインにある事項について具体的な協議を行うこととなります。

「(1)NPO等による自家用有償旅客輸送の必要性」がある場合とは、タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか又は移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合のことで、長崎地域の実情に応じて協議、判断をする必要があります。

「(2)運送の区域」ですが、今回の事例では長崎市内に限定されています。

「(3)旅客から収受する対価」ですが、設定された対価の妥当性についてご協議願います。

「(4)運送しようとする旅客の範囲」については、旅客が他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独では公共交通機関を利用することが困難な者とされていますが、申請書類に旅客の移動制約の状況が記載されています。真に移動制約の状態かどうか判断をお願いいたします。

最後に、「(5)その他必要と認められる措置」ですが、道路運送法令上の規定や要件を別に記載しております。また、申請書類を示しておりますが、必要に応じ、体制や措置の内容について、申請者に対してご確認いただくこともあるかと思えます。

[会長]福祉有償輸送の必要性に関する協議ですが、運送しようとする旅客の範囲とも併せて協議することになるかと思えます。過去に協議が調った事例等と照らし合わせながら協議を行いたいと思えます。

[A委員]今回はこれまでの運送の主体と違って社会福祉法人ということだが、非営利法人の現状や運送の必要性についてお聞きしたい。

[事務局]社会福祉法人も道路運送法施行規則に非営利法人と位置付けられておりますが、参考までに長崎地域に所在する訪問介護事業所の開設法人別の内訳や法に規定する許可や登録の取得件数について資料に示しております。

[A委員]旅客から収受する対価案では2キロメートルまでが300円ということだが、今年のタクシー運賃改定後の運賃と比べると、二分の一となっていないのではないかと。

[申請者]それぞれの運送距離に応じてタクシー運賃の二分の一を目安に対価を設定していると思うが、法人内での再検討も可能です。

[B委員]平成18年度に協議した法人が設定した対価も、それぞれの運送距離ごとにタクシー運賃の二分の一という設定ではなかったと思う。総じてタクシー運賃の二分の一となっていたから問題がなかったのではないかと。

[会長]総じて整合性のある対価の設定であれば問題ないのではないかと。

[C委員]周知期間終了後となり、法で規定する許可又は登録を受けずに運送を行えば、介護報酬の対象とはならないということであれば、登録を申請する非営利法人の数が増えることが予想されます。移動制

約の状況を認定する機関を設けて協議を行うべきではないでしょうか。申請の数や会員の数の増加に対応したいためです。ガイドラインにも判定委員会の設置が想定されています。

[会長]そのような協議には関心がありますが、本日の協議の最後に再度伺います。

[D委員]対価に関して、運送の対価以外に待機料金を設定している事例としては初めてだと思いますが、どのようなケースがあるのですか、また、待機料金は時間に応じた加算制となっていますが、上限額を設ける考えはありますか。

[申請者]運送は通院時の介助の時のみに限られますので、病院受診が長引くことで待機するケースがあります。上限額を設定することは検討できます。

[E委員]運送の効率を考えて、会員の相乗りをすることは予定していますか。

[申請者]相乗りすることはありません。

[会長]「自家用有償旅客運送の必要性」と「運送しようとする旅客の範囲」について具体的な協議を進めていきます。申請者から状況の説明をお願いします。

[申請者]法人として長年、介護保険の事業を行っておりますが、訪問介護サービスの利用者から通院時の支援について多くの要望がっております。私どもとしては、利用者の身体的な状況、居住環境、自宅から車道までの距離、自宅から病院までの交通手段や距離等をもとに検討しました結果、通院時の更衣・介助・移送・病院内での介助等を一連で支援したいと考えております。

その結果、自宅から車道までの道幅が狭く、距離が長い、また、携帯酸素ボンベを利用している、移動中にトイレ介助を要する、公共交通機関の利用では乗り換えに時間を要し負担が大きい、等の点で(会員として登録する予定の方々は)福祉有償運送の利用を考慮いただきたい利用者ということです。

[B委員]收受する対価は距離に応じた加算制を予定されていますが、上限額を設ける考えはありますか。利用者ごとの運送距離が分からないので、どのくらいの收受額になるのでしょうか。

[申請者]最長の運送距離は約7キロメートルです。

[会長]申請者には利用者ごとの運送距離が分かる資料を作成の上、提出をお願いします。

[D委員]「運送の区域」の申請案には「備考」欄に記載があるが、運送の区域や備考欄の記載の変更の際はどのようになるのか。

[事務局]「運送の区域」の変更を行う場合は、運営協議会での合意後に、運輸支局長あて変更登録申請が必要です。

[F委員]「備考」欄の変更時はどのようになるのか。

[G委員]登録は行政区域に応じて行うので、運送の区域に変更がなければ問題はありません。備考欄の記載の変更について、運営協議会で協議するかどうかは当該運営協議会の運用に従うことになります。

[F委員]「備考」欄で運送の区域が限定されるのであれば、対価の上限額の設定は可能になるのでは。

[申請者]訪問介護サービスに連続した運送に限られますので、訪問介護サービスの実施地域と運送の区域は同じになります。旧長崎市域(東部地区)で訪問介護サービスを提供しています。

[会長]運送の区域は長崎市であり、その中の限定した地区で運送を行う、ということでもいいですね。

[会長]旅客の範囲について、当初、提案がされていた件はいかがでしょうか。

[H委員]登録の申請が増えることが予想されますが、運営協議会には多くの委員がおられます。詳細に旅客の移動困難の状況を確認すると、査定機関の設置が必要と考えますが、迅速な対応からも設置を考慮すべきです。

[F委員]一部の地域では、利用者の要望はあっても、運送に関する規定上、事業者の車両での運送ができずに苦勞しているケースは実際に目にしますし、今後も増えるでしょう。必要な地域に必要な運送を行う

ことの必要性は十分に理解できます。適切な協議をお願いします。

[会長] 公平な協議の観点から必要性はありますし、第三者から見ても適切な判断だ、というふうにしたいと思います。

[D委員] 身体障害者も要介護者も行政の認定は受けているが、その他運送が必要となる理由の調査に関して、利用者ごとに対面で調査することなど難しいですね。

[事務局] D委員のとおり各々の認定は受けておられるが、その他運送が必要となる理由は申請者作成の資料等で把握・確認をしています。今回の事例でも詳細な状況の確認を行うために、再度、資料の提出を求めることで対応したいと考えております。

[I委員] やはり、登録の申請が増えることを考えれば、より客観的な判定の仕組みを考えるべきだと思います。

[事務局] 現行では、さらなる詳細な資料の提出を申請者に求めて、状況の確認を行いたいと考えております。また、判定委員会の設置は本運営協議会で検討していただきたく思います。

[E委員] 判定に使用する帳票をフォーム化して、判定を公平に行うことも考えられます。

[会長] 移動制約の状況確認のための詳細な再資料の提出を申請者をお願いします。それにより、次回の協議で検討を行います。

[事務局] 本日の協議をまとめます。「(1) NPO等による自家用有償旅客運送の必要性」及び「(4) 運送しようとする旅客の範囲」に関して、会員の移動制約の状況について申請者に資料の再提出をお願いします。

「(2) 運送の区域」を長崎市としますが、「備考」欄に東長崎地区と限定されています。

「(3) 旅客から収受する対価」ですが、対価に上限額を設定するかどうかについて申請者に検討をお願いします。

次回の開催日時については、再提出となった資料の作成の時期に従って検討します。長時間に渡るご協議ありがとうございました。